

社会保険の加入促進に関する実施要領

一般社団法人 日本建設業連合会
平成 27 年 3 月 5 日制定
平成 28 年 9 月 21 日一部改正

1. 社会保険^{※1} 加入の指導と徹底

(1) 社内への指導の周知徹底

日建連会員企業（以下、「元請企業」という。）は、社内に対して、社会保険加入促進要綱及び本要領により再下請負も含めたすべての下請企業^{※2} に対し企業単位及び労働者^{※3} 単位で社会保険への適正な加入を徹底することについて、実効性がある社長通達等の方法により周知徹底を行い、社内一体となりその取組みを確実なものとする。

その周知徹底の際には、下の資料を参照されたい。

- 国土交通省作成「社会保険への加入を徹底しましょう！（元請企業向け）」（参考資料 1）

http://www.nikkenren.com/sougou/pdf/ikusei/06/mlit_Leaflet_201305_02.pdf

(2) 協力会社組織を通じた指導等

①協力会社^{※4} の加入状況の定期把握と結果のフィードバック

ア) 元請企業は、年 1 回を基準として、定期的に協力会社の企業単位及び労働者単位の社会保険加入状況を調査し把握する。

把握方法等に関しては会員企業に一任するが、継続性のある把握方法となるようにする。

イ) 協力会社組織を持たない場合は、継続的に下請企業における企業単位及び労働者単位の社会保険加入状況を実態把握する方法を明確にした規定を作成し、それに則り加入状況の定期把握を実施する。

ウ) 定期把握の結果は、協力会社組織等にフィードバックし、社会保険未加入の協力会社等に対する指導、ならびに協力会社組織等の自主的な周知啓発、勧奨活動を促す。

②協力会社組織を通じた社会保険加入の指導等

ア) 元請企業は、少なくとも年 1 回以上、協力会社組織の会合（役員、会員別、地域別、全国大会等）の場で、協力会社組織の全構成員に対して、書面（別紙の「社会保険加入の徹底について（お願い）」に例を示す。）等により再下請負も含めたすべての下請企業について企業単位及び労働者単位で社会保険への適正な加入を徹底するよう指導するとともに、未加入の場合の取扱いを周知徹底する。

その指導の際には、下の資料を参照されたい。

- 国土交通省作成「社会保険に加入していますか？（下請企業向け）」（参考資料 2）

http://www.nikkenren.com/sougou/pdf/ikusei/06/mlit_Leaflet_201305_03.pdf

イ) 協力会社組織を持たない場合は、少なくとも年1回以上、工事現場で実施する労働災害防止協議会等の月次会議の場で、下請企業に対して、上と同様の指導を行う。

ウ) 国土交通省では、全国社会保険労務士会連合会と連携して、建設企業向けの社会保険等に関する無料相談窓口の設置を行っているので、必要に応じて協力会社等に利用を促すこと。その際は、下の資料を参照されたい。

●国土交通省作成「社会保険労務士に相談しやすくなりました！」

<http://www.mlit.go.jp/common/001142840.pdf>

(3) 元下契約時等における指導

ア) 元請企業は発注部門（契約、購買、調達と呼称される部門）等が、見積依頼時も含め元下契約段階において、一次下請企業に対して、書面（別紙の「社会保険加入の徹底について（お願い）」に例を示す。）等により、再下請負も含めたすべての下請企業について企業単位及び労働者単位で社会保険への適正な加入を徹底するよう指導するとともに、未加入の場合の取扱いを周知徹底する。

その指導の際には、下の資料を参照されたい。

●国土交通省作成「社会保険に加入していますか？（下請企業向け）」（参考資料2）

http://www.nikkenren.com/sougou/pdf/ikusei/06/mlit_Leaflet_201305_03.pdf

イ) 電子発注システムを使用している場合は、可能であれば、システムに上の書面等による指導事項を追加することを推奨する。

(4) 元下契約後の加入状況の確認と未加入の場合の指導

①企業単位の確認

ア) 下請企業から申請または提出される施工体制台帳（参考資料3に書式を示す。）及び再下請負通知書（参考資料4に書式を示す。）の下請企業の社会保険の加入状況欄の記載内容により、企業単位の加入状況を確認する。

イ) 上の確認において全部又は一部の保険について未記載となっている場合は、一次下請企業に対して、加入実態の再確認とそれを反映した適正な施工体制台帳及び再下請負通知書の再提出を指導する。

ウ) 施工体制台帳の作成が義務付けられていない工事で上の確認ができない場合は、一次下請企業から再下請負も含めた下請企業の社会保険の加入状況を報告させる等適宜の方法により、企業単位の加入状況を確認する。

エ) これらの確認において一次下請企業が未加入と判明した場合は、未加入企業に対して、社

会保険への適正な加入を指導する。

二次以下の下請企業が未加入と判明した場合は、一次下請企業を介し未加入企業に対して、社会保険への適正な加入を指導する。

②労働者単位の確認

ア) 元請企業は、下請企業に対して、労働者について社会保険の加入状況欄が設けられた作業員名簿（参考資料5に書式を示す。）の使用を徹底するよう指導する。

イ) 下請企業から申請または提出される作業員名簿の労働者の社会保険の加入状況欄の以下の記載内容により、労働者単位の加入状況を確認する。

【健康保険欄の記載内容】

○保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）、または「適用除外」の表示

○被保険者証の番号の下4けた（番号が4桁以下の場合は当該番号）の表示

【年金保険欄の記載内容】

○保険の名称（厚生年金、国民年金等）、または各年金の受給者である場合は、「受給者」の表示

○年金保険の場合は、基礎年金番号の記入は不要であり、事前に斜線等で記入不要表示を行う

【雇用保険欄の記載内容】

○被保険者の場合は被保険者番号の下4けたの表示、または「適用除外」、「日雇保険」の表示

ウ) 上の確認において以下の場合は、下請企業に対して、加入実態の再確認とそれを反映した適正な作業員名簿の再提出を指導する。

○全部又は一部の保険について未記載となっている労働者がいる

○法人に所属する労働者で、健康保険欄に「国民健康保険」と記載され、又は年金保険欄に「国民年金」と記載されている者がいる

○個人事業所で5人以上の労働者が記載された作業員名簿において、健康保険欄に「国民健康保険」と記載され、又は年金保険欄に「国民年金」と記載されている労働者がいる

なお、社会保険の加入義務、適用関係の確認にあたっては、下の資料を参照されたい。

●国土交通省作成資料（参考資料6）

http://www.nikkenren.com/sougou/pdf/ikusei/06/insurance_obligation.pdf

エ) これらの確認において一次下請企業の労働者が未加入と判明した場合は、当該企業に対して、労働者の社会保険への適正な加入を指導する。

二次以下の下請企業の労働者が未加入と判明した場合は、一次下請企業を介し当該企業に対して、労働者の社会保険への適正な加入を指導する。

オ) エ) の指導に際しては、平成29年度以降、特段の理由がない限り適正な社会保険に加入

していない労働者については、工事現場への入場を認めないことを徹底する。

(5) 工事現場等における周知啓発

ア) 元請企業は、本社、支店、営業所内、及び工事現場において、加入勧奨ポスターの掲示等により、下請企業及び労働者に対して、社会保険への適正な加入及び未加入の場合の取扱いの周知啓発を行う。

これらの周知啓発には、下の資料を参照されたい。

- 加入勧奨ポスター（参考資料7）

http://www.nikkenren.com/sougou/pdf/ikusei/06/mlit_panf_201306.pdf

- 国土交通省作成「社会保険に加入していますか？（下請企業向け）」（参考資料2）

http://www.nikkenren.com/sougou/pdf/ikusei/06/mlit_Leaflet_201305_03.pdf

- 国土交通省作成「社会保険に加入しましょう！（労働者向け）」（参考資料8）

http://www.nikkenren.com/sougou/pdf/ikusei/06/mlit_Leaflet_201305_04.pdf

イ) 労働者に対する周知啓発方法として、新規入場者教育用紙に「当社は建設業の社会保険加入を推進しています。未加入の方は加入の手続きを行って下さい！平成29年度以降、特段の理由がない限り適正な社会保険に未加入の方は工事現場に入場できなくなります！」等の周知事項を追記することを推奨する。

(6) 社会保険未加入企業の排除

①社会保険未加入企業の排除に関する周知

元請企業は、協力会社組織の全構成員に対して、また元下契約段階において一次下請企業に対して以下のことを周知する。

ア) 平成27年度以降、元下契約に際し、社会保険への適正な加入をしていない下請企業と契約を締結しない。

「平成27年度以降」とは、平成27年4月以降とすることを推奨する。

イ) さらに、平成28年度以降、再下請負契約に際し、社会保険への適正な加入をしていない二次以下の下請企業と契約を締結しないこと。

「平成28年度以降」とは、平成28年4月以降とすることを推奨する。

②工事現場からの社会保険未加入企業の排除

ア) 元請企業は、平成27年度以降、元下契約に際し、社会保険への適正な加入をしていない下請企業と契約を締結しないことにより、工事現場から社会保険未加入の一次下請企業を排除する。

「平成27年度以降」とは、平成27年4月以降とすることを推奨する。

下請企業の社会保険の加入実態は、保険料の領収済通知書等関係資料のコピーを提示させるなどにより確認する。

イ) また、平成28年度以降、一次下請企業に対して、再下請負契約に際し、社会保険への適正な加入をしていない二次以下の下請企業と契約を締結しないことを、元下契約の契約条件にする等の実効性がある措置により、工事現場から社会保険未加入のすべての下請企業を排除する。

「平成28年度以降」とは、平成28年4月以降とすることを推奨する。

(7) 社会保険未加入労働者の現場入場の制限

①社会保険未加入労働者の現場入場の制限に関する周知

元請企業は、協力会社組織の全構成員に対して、また元下契約段階において一次下請企業に対して以下のことを周知する。

平成29年度以降、特段の理由がない限り社会保険への適正な加入をしていない労働者（二次以下の下請企業の労働者も含む）については、工事現場への入場を認めない。

②社会保険未加入労働者の工事現場入場の制限

ア) 元請企業は、平成29年度以降、特段の理由がない限り適正な社会保険に加入していない労働者は工事現場への入場を認めないことを元下契約の契約条件にする等の方法により明示する。

イ) また、元請企業は、平成29年度以降、一次下請企業に対して、特段の理由がない限り適正な社会保険に加入していない二次以下の下請企業の労働者は工事現場への入場を認めないことを再下請負契約において明示することを元下契約の契約条件にする等の実効性のある措置をとる。

ウ) 元請企業は、平成29年度以降、工事現場で適正な社会保険に加入していない労働者を確認した場合において、特段の理由が認められないときは、一次下請企業に対し、当該労働者の入場を認めないことを通知することにより現場入場を制限する。なお、国土交通省の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」によれば下請企業はこの措置に協力し未加入の労働者を現場に入場させないようにすることとされているが、元下契約等においてその旨を定めておくことを推奨する。

エ) 「特段の理由」の有無は、元請企業において判断するものであるが、工事の円滑な施工に著しい支障が生じる懸念がある場合を除き、以下の1) から3) のような場合に限定するべきである。

1) 当該労働者が工事現場入場時点で60歳以上であり、厚生年金保険に未加入である場合。
なお、雇用保険に未加入の場合については、60歳以上であっても例外的な扱いに含めるべきではない。

2) 例えば伝統建築の修繕など、当該未加入の労働者が工事の施工に必要な特殊の技能を有しており、その入場を認めなければ工事の施工が困難となる場合。

3) 当該労働者について社会保険への加入手続き中であるなど、今後確実に加入することが見込まれる場合。

なお、「特段の理由」により工事現場への入場を認めた場合であっても、特例的な対応であることを十分に認識し、元請企業は一次下請企業に対し、または一次下請企業を介し、当該労働者を適正な保険に加入させるよう引き続き指導するとともに、必要に応じて当該加入指導の記録を保存し、再三の指導に応じない場合には下請企業に対し、当該労働者について工事現場への入場を認めないことを通知すべきである。

2. 適正な法定福利費^{※5}の確保

(1) 受注時における適正な法定福利費の確保

元請企業は、2.(2)により内訳明示された適正な法定福利費を確保するため、発注者に対して、当該工事に従事する下請企業の労働者が社会保険への適正な加入が出来る法定福利費を適正に計上した金額による見積及び契約を締結する。

(2) 元下契約等における適正な法定福利費の確保

①法定福利費の内訳明示の徹底

ア) 元請企業は、元下契約に際し、一次下請企業に対して、「一次下請負人は、標準見積書等を活用し法定福利費を内訳明示した見積書を作成し元請負人に提出すること」を見積条件化し、法定福利費の内訳明示を徹底させる。

イ) また、一次下請企業に対して、再下請負契約に際し、二次以下の下請企業に標準見積書等を提出させることにより、法定福利費の内訳明示を徹底するよう指導する。

ウ) 一次下請企業が特段の理由により法定福利費を内訳明示することが困難と申し出た場合は、適正な法定福利費を含んだ見積書を提出させる。

この場合、元請企業の発注担当者はその特段の理由を確認する。

②適正な法定福利費の確保

ア) 元請企業は、元下契約に際し、一次下請企業が2.(2)①により提出した見積書を受領し、法定福利費を精査、協議したうえで、法定福利費を必要経費として適正に確保した元下契約を締結する。

イ) また、一次下請企業に対して、再下請負契約に際し、二次以下の下請企業が2.(2)①により提出した見積書を受領し、法定福利費を精査、協議したうえで、法定福利費を必要経費として適正に確保した再下請負契約を締結するよう指導する。この場合、再下請負契約においても法定福利費の内訳明示を行うよう指導することが望ましい。

ウ) 以下に元下契約における適正な法定福利費の確保の手順を示す。

ステップ1 元請企業は、一次下請企業に対し、「一次下請負人は、標準見積書等を活用し法定

福利費を内訳明示した見積書を作成し元請負人に提出することを見積条件化し、見積を要請する

- ステップ2 一次下請企業は、元請企業に当該見積書を提出し、元請企業はこれを受領する
- ステップ3 元請企業は、提出者（一次下請企業）から当該見積書に示された法定福利費の算出方法について明確な説明を受ける
- ステップ4 元請企業と一次下請企業は、法定福利費を精査、協議し、当該工事に従事する労働者が社会保険への適正な加入に必要な法定福利費を必要経費として確保した元下契約を締結する

③法定福利費の精査における留意点

ア) 法定福利費の基本的な算出方法

法定福利費の算出に当たっては、その基準となる労務費（下請企業が請負う当該工事で必要となる労務費の総額）の算出が必要であり、労務費に社会保険料の事業主負担となる法定保険料率を乗じることが基本である。

「基本的な算出式」 法定福利費 = 労務費総額 × 法定保険料率

労務費総額の考え方

労務費とは、当該工事に従事する労働者（主任技術者を含む）の当該工事にかかる給与支給額の合計であり、管理部門および間接部門の社員の給与は含まない。（管理部門および間接部門の社員に支給する給与は一般管理費となる）

給与支給額とは、事業主が労働者に支払う給与の総支給額（天引き前）である。（退職引当金や事業主負担となる法定福利費は、事業主にとっては給与関連負担項目ではあるが、これは労務費に含まない）

法定保険料率

法定保険料率は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の3保険の保険料率のうち、事業主負担分の合計であり、参考となる保険料率を以下に示す。

1) 健康保険（健康保険料率 + 介護保険料率）

健康保険料率^{注1}：全国健康保険協会（協会けんぽ）の都道府県毎の料率 ÷ 2

介護保険料率：全国健康保険協会（協会けんぽ）の料率 ÷ 2 × 介護保険の対象者（40歳以上64歳以下）の割合（同協会の直近の事業年報^{注2}より算出：介護保険被保険者数/健康保険被保険者）

2) 厚生年金保険（厚生年金保険料率 + 子ども・子育て拠出金率）

厚生年金保険料率：厚生年金保険法で定める料率（一般の被保険者） ÷ 2

子ども・子育て拠出金率：児童手当法に基づき政令で定める料率 0.2%

3) 雇用保険（雇用保険料率）

雇用保険料率^{注3}：厚生労働省の告示による「建設の事業」の事業主負担の料率 0.9%

注1 全国健康保険協会「都道府県毎の保険料額表」

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3150>

注2 全国健康保険協会「事業年報」

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/home/g7/cat740/sb7200/sbb7200>

注3 厚生労働省「労働保険料の申告・納付」

http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/daijin/hoken/980916_3.htm

【法定保険料率の算出例（平成28年4月 東京都の場合）】

- ①健康保険料率 $9.96\% \div 2 = 4.98\%$
 - ②介護保険料率 $1.58\% \div 2 \times 0.535 = 0.423\%$ （小数点第3位未満四捨五入）
 - ③厚生年金保険料率 $17.828\% \div 2 = 8.914\%$
 - ④子ども・子育て拠出金率 0.2%
 - ⑤雇用保険料率 0.9%
- 合計 $4.98\% + 0.423\% + 8.914\% + 0.2\% + 0.9\% = 15.417\%$

イ) 法定福利費の例外的な算出方法

法定福利費の算出には労務費の算出が基本であるが、やむを得ない場合には、過去の実績等から工事費に含まれる平均的な法定福利費の割合や、工事数量当たりの平均的な法定福利費を予め算出したうえで、個別工事ごとの法定福利費を簡便に算出することが考えられる。

ただし、これらの例外的な算出方法を採用する場合には、法定福利費の算出の基となる割合の出典根拠を明確にするとともに、法定福利費に一定の幅を持たせた参考指標として示すことが求められる。工事費に対して安易に労災保険料率を乗じるなど、実態を反映しない算出方法は、社会通念上認められない。

「例外的な算出式①」 法定福利費 = 工事費 × 工事費当たりの平均的な法定福利費の割合
「例外的な算出式②」 法定福利費 = 工事数量 × 数量当たりの平均的な法定福利費

ウ) 社会保険の適用除外者、未加入者の取扱い

法定福利費を内訳明示した見積書等の精査段階において、個人事業主、一人親方等を適用除外として取り扱う場合においては、偽装請負など職業安定法や労働者派遣法等に違反していないことが明確に分かることが必要であり、その場合に限り法定福利費の内訳明示の対象から外すものとする。

上記適用除外者でない社会保険未加入者については、社会保険への適正な加入の徹底を指導することとし、今後の社会保険加入の如何にかかわらず、加入に必要な法定福利費を内訳明示の対象として含むものとする。

エ) 法定福利費と消費税の関係

法定福利費は、消費税の課税対象である。法定福利費の金額を明示したとしても工事費の一部を構成するものであるに過ぎず、非課税取引にはならない。

3. 雇用と請負の明確化（偽装請負の排除）

ア) 元請企業は、協会社組織の全構成員に対して、また元下契約段階において一次下請企業に対して、下の資料等を活用し偽装請負など職業安定法や労働者派遣法等に違反しないことを徹底するよう指導する。

- 日建連作成「施工体制における法令違反の是正」（参考資料9）

http://www.nikkenren.com/sougou/pdf/ikusei/03/2013_0225.pdf

- 国土交通省作成「みんなで進める一人親方の保険加入のすすめ」（参考資料 10）

http://www.nikkenren.com/sougou/pdf/ikusei/03/insurance_panf_company.pdf

イ) 協力会社組織を持たない場合は、工事現場で実施する労働災害防止協議会等の月次会議の場で、下請企業に対して、上と同様の指導を行う。

4. 適用

本要領は、平成 27 年 4 月 1 日から適用し以下を廃止する。また、平成 28 年 9 月 21 日改正に係る部分は平成 28 年 9 月 22 日から適用する。

「日建連会員企業が実施する社会保険の加入に関する下請指導の指針」（平成 24 年 10 月 1 日）

「法定福利費を内訳明示した見積書の活用のマニュアル」（平成 25 年 7 月 23 日）

- ※1 社会保険とは雇用保険、健康保険及び厚生年金保険をいう。
- ※2 下請企業とは、建設業を営む下請企業をいう。
- ※3 労働者とは、建設企業を営む下請企業に雇用される労働者をいう。
- ※4 協力会社とは、元請企業の協力会社組織に所属する建設企業をいう。
- ※5 法定福利費とは、社会保険料に係る事業主負担分をいう。

<参考：国土交通省の社会保険未加入企業の取扱い>

(1) 社会保険加入の指導・通報（平成 24 年 11 月～）

建設業許可部局による建設業許可・更新、経営事項審査、立入検査の際に、社会保険への加入状況を確認し、未加入企業に対して加入指導を実施。

この加入指導に従わない場合、建設業許可部局は未加入企業を保険担当部局に通報。

(2) 建設業法に基づく監督処分基準の強化（平成 24 年 10 月～）

保険担当部局による再三の加入指導等に従わず、引き続き社会保険に未加入の場合は「指示処分」。「指示処分」に従わない場合は、3 日以上「営業停止処分」。

(3) 経営事項審査における減点幅の拡大（平成 24 年 7 月～）

雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の未加入企業の減点幅を拡大。

W 点減点幅	H24.6 まで	H24.7 以降
雇用保険	▲30 点	▲40 点
健康保険	▲30 点	▲40 点
厚生年金保険		▲40 点

(4) 直轄工事における社会保険未加入企業の排除（平成 26 年 8 月～）

[対象工事：下請代金 3 千万円以上（建築一式の場合、4.5 千万円以上）]

- ①入札参加時に社会保険の加入状況を確認し、未加入企業を排除。
- ②元請企業に対して、社会保険未加入の一次下請企業との契約を原則禁止。
- ③一次下請企業が社会保険に未加入の場合、元請企業の請負代金の減額等の措置。

- ④施工体制台帳等ですべての下請企業の保険加入状況を確認し、未加入企業を建設業担当部局に通報。(建設業担当部局が引続き加入指導)
- ⑤平成 27 年度以降、競争参加有資格者名簿に登録する企業を社会保険の加入企業に限定。

以上